

農地法の規定による許可申請書等添付書類

内灘町農業委員会事務局
TEL (076) 286-6708
FAX (076) 286-6709

※ 下記に示す添付書類は、あくまで一般的な場合であり追加書類が必要な場合もあります。
※ 下記に示す添付書類は農業委員会受付日以前6ヶ月以内に発行されたものが必要となります。

I 第3条（農地の耕作目的の権利移動）（注1）

毎月10日締切 ※但し、12月農業委員会は5日締切
※休日の場合はその前日を締切日とする。

- 1. 土地の登記事項証明書（全部事項証明に限る）
- 2. 住民票謄本
 - 譲受人または借人（必要）
 - 譲渡人または貸人（住所が登記事項証明書の表示と相違する場合に必要）
- 3. 耕作証明書
 - 譲受人または借人が内灘町以外の場合に全ての耕作地に必要
- 4. 通作経路図
 - 縮尺1／50,000程度で、住所地と申請地を赤線で結び、距離・時間を明示したもの（譲受人が内灘町以外の場合に必要）
- 5. 申請地位置図
 - 縮尺1／10,000程度で、県・町道の名称を明示する
- 6. 営農計画書
 - 譲受人または借人が内灘町以外の場合、あるいは新規就農者である場合に必要

（注1） 申請書は1部提出

II 第4条・第5条（農地の転用・転用目的の権利移動）（注2）

毎月10日締切 ※但し、12月農業委員会は5日締切
※休日の場合はその前日を締切日とする。

- 1. 土地の登記事項証明書原本（全部事項証明に限る）
- 2. 住民票抄本
 - 譲渡人または貸人（住所が登記簿事項証明書の表示と相違する場合に必要）
- 3. 公図の写し
- 4. 申請地位置図
 - 転用計画地の位置及び付近の状況を表示する図面で、縮尺、方位を明示したもの（縮尺1／2,500ないし1／5,000程度）
- 5. 建物平面図
 - 転用計画地に建築する建物平面図（縮尺1／100ないし1／500程度）
- 6. 許認可書写し
 - 転用が他の法令の定めを受ける場合は、申請書の写し（受付印のあるもの）又は許可等を証する書面
- 7. 法人関係書類
 - 譲受人または借人が、法人にあつては法人の登記事項証明書（原本）又は定款
- 8. 資金証明書
 - 自己資金の場合は残高証明書等、借入金の場合融資証明書等
- 9. 土地改良区意見書
 - 土地改良区受益地の場合、生産組合、区長の同意
- 10. 転用補足説明書
 - 転用農地面積が1,000㎡以上の場合

（注2） 申請書は2部提出

III 市街化区域内の農地の転用届出

随時受付（注3）

- 1. 土地の登記事項証明書（全部事項証明に限る）
- 2. 住民票抄本
 - 譲渡人または貸人（住所が登記事項証明書の表示と相違する場合に必要）
- 3. 公図写し
- 4. 申請地位置図
 - 転用計画地の位置及び付近の状況を表示する図面で、縮尺、方位を明示したもの（縮尺1／25,000ないし1／5,000程度）
- 5. 建物平面図・立面図
 - 転用計画地に建築する建物平面図・立面図（縮尺1／100ないし1／500程度）
- 6. 仮換地証明
 - 土地区画整理事業中の農地のみ

（注3） 申請書は1部提出

（注意1）内灘町土地改良区受益地内での土地改良事業施行地区において、農地の権利移動が見込まれる場合には、農地法に係る許可申請前までに特別賦課金の取扱いについて必ず内灘町土地改良区で確認を受けて下さい。
（注意2）内灘町土地改良区受益地内での農地の権利移動及び転用許可を得た場合には、内灘町土地改良区（076-286-6120）に組合員資格得喪通知書を必ず提出して下さい。

【備考】

国土利用計画法に基づく届出について（3条許可及び利用権設定を除く）

上記の農地における契約を行った場合、当町では同法の規定に基づく事後届出を下記の面積要件に該当する場合に別途、町担当課に提出が必要です。

- ① 市街化区域にあつては2,000㎡以上
- ② 市街化区域を除く都市計画区域にあつては5,000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外の区域にあつては10,000㎡以上

尚、権利取得者が権利を所得する一団の土地の合計が前記の面積以上となる場合には届出が必要。